

平成27年9月29日

保護者の皆様へ

橋本市立応其小学校

校長 今田 実

冬季における制服の着用と学校生活のきまり遵守について

秋冷の候 保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。平素は本校教育の推進にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本校では、児童の安全・健康、好ましい生活習慣と学習習慣確立のために下記のとおり制服規定および学校生活のきまりを設けております。

保護者の皆様には、きまりの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

記

- 1 冬季における制服は、上服、半ズボン・スカート、制帽を原則とします。
 - (1) 上服・制帽・名札は、必ず着用させていただきます。
 - (2) 制服の中の衣服や、防寒着等については、学校生活にあった落ち着いたものを着用させていただきます。くれぐれも華美にならないようご配慮ください。
 - (3) 防寒着・防寒具の着用・使用についても規定を設けています。詳しくは担任よりお子さんに指導させていただきます。
- 2 長ズボンの着用については、お子さんの体調やその日の気温等を考慮して、ご家庭で判断してください。(学校への届け出は不要です) その場合でも、学校生活にあったもので、華美でないものにしてください。また、制服の上服は必ず着用させていただきます。
- 3 児童の安全面、健康面、好ましい生活習慣と学習規律の確立のため、1学期にお配りした「学校生活のきまり※1」と「学習のきまり※2」に今一度よく目を通していただき、ご家庭でもご協力いただきますようお願いいたします。

※1・2については、ホームページ(配布文章)でもご確認いただけます。

◎ 学校は学習を中心とした生活の場です。その場にふさわしい服装となるようご配慮をお願いします。